

三芳町下水道施設事業分担金条例

昭和47年9月26日

条例第24号

(分担金の徴収)

第1条 三芳町下水道施設事業に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、当該事業により特に利益を受ける者（以下「受益者」という。）から、その受益の限度において分担金を徴収する。

(徴収の区域)

第2条 分担金を徴収する区域は、三芳町公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和58年三芳町条例第6号）第5条及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地以外の区域とする。

(分担金納付の時期及び方法)

第3条 分担金の納付は、下水道本管又は支管のマンホールに流末管の接続許可を得ると同時に納付するものとする。

(分担金を徴収される者)

第4条 分担金の納付をする者は、当該事業により利益を受ける者又は受益の代表者と、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定に基づく確認済の家屋等の所有者又は使用者とする。ただし、建築確認申請を行う以前に申込みを行う者にとっては、所定の確約書を提出することを要する。

(分担金の額)

第5条 分担金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に定める公共下水道の施設に接続する受益者で、当該受益者が所有し又は地上権を有する土地でその土地の面積に対し、1平方メートル当たり400円を乗じて得た額とする。
- (2) 公共下水道以外の下水道に放流するものは、別表のとおりとする。

(追徴金)

第6条 第3条の許可後において次の各号のいずれかに該当するに至った者に対しては、その差額を追徴することができる。

- (1) 別表に示す上位の業種に変更を生じた者
- (2) 新たに浄化槽を設置し、下水道に放流しようとする者
(分担金の免除及び減額)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、分担金を徴収しない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) その他管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により上下水道事業の管理者の権限を行う町長をいう。以下同じ。）においてやむを得ないと認められた者

2 管理者においてやむを得ないと認められた者に対しては、減額、分割納付又は延納をさせることができる。ただし、分割納付、延納については、管理者が特に認めたものを除き翌会計年度にまたがることができない。

(立入調査)

第8条 管理者は、調査を必要と認めるときは、職員をして家屋の所有者、使用者又はその他利害関係人に対して質問をさせ、又は必要な場所に立入り、検査をさせることができる。

2 前項の場合においては、当該職員は、その身分を示す諸票（別記様式）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(過料)

第9条 町長は、不正な手段によりこの条例に定める分担金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する額5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）の範囲内で過料を科することができる。

2 前項に定めるものを除くほか、分担金の徴収に関し不正の行為を行った者に対し5万円以下の過料を科することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるほか、分担金の徴収に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行前に下水道施設事業費としてなされた寄附金は、この条例により徴収した分担金とみなす。

附 則（昭和57年条例第12号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年条例第27号）

この条例は、平成2年1月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成30年条例第27号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

11 この条例の施行前にこの条例の本則並びに附則第5項及び附則第7項から第9項までの規定による改正前のそれぞれの条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、町長がした処分、通知その他の行為は、この条例の施行後は、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定により管理者がした処分、通知その他の行為とみなす。

12 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定によりされている申請、届出その他の行為は、この条例の施行後は、改正後の条例の相当規定によりされた申請、届出その他の行為とみなす。

別表

受益者の区分	分担金の額
--------	-------

一般世帯 1世帯につき	浄化槽のないもの	25,000円
	浄化槽のあるもの	30,000円
共同住宅 1室につき	浄化槽のないもの	10,000円
	浄化槽のあるもの	13,000円
営業経営者（事業所）	宅地面積1平方メートル当たり200円、排水量1日1トン当たり5,000円、従業員1人当たり2,000円の積算基礎により算出し、下記の額に満たない場合は下記の額とする。	
1 小規模事業所等で規則で定めるもの		45,000円
2 料理店等で規則で定めるもの		80,000円
3 ガソリンスタンド等で規則で定めるもの		130,000円
4 その他工場、事業所等規則で定めるもの		150,000円
公衆浴場	床面積の合計1平方メートルにつき2,000円を乗じて得た額。ただし、500,000円に満たないときは500,000円とする。	
前各号に定めるもののほか必要があると認めるものは、別に定める。 前各号に該当しない事業所等で必要があると認めるものは、別に定める。		

資料 2

三芳町下水道施設事業分担金条例の一部を改正する条例

三芳町下水道施設事業分担金条例（昭和47年三芳町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

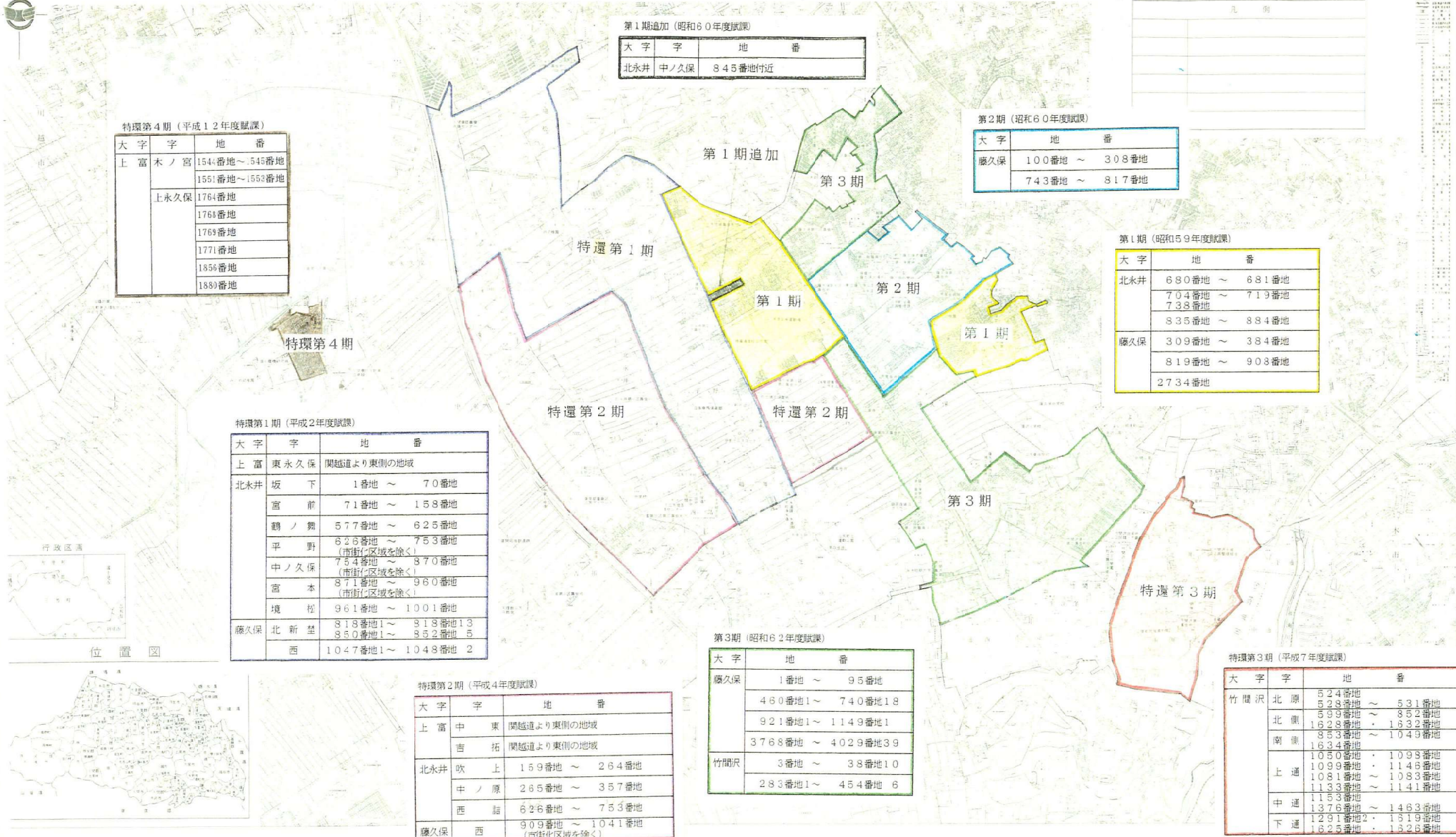
参考

三芳町下水道施設事業分担金条例 新旧対照表

改正後	現行
<p>(徴収の区域)</p> <p>第2条 分担金を徴収する区域は、三芳町公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和58年三芳町条例第6号）第5条_____</p> <hr/> <p>_____に係る土地以外の区域とする。</p>	<p>(徴収の区域)</p> <p>第2条 分担金を徴収する区域は、三芳町公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和58年三芳町条例第6号）第5条及び<u>土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行</u>に係る土地以外の区域とする。</p>

1 : 20,000

受益者負担金賦課区域 三芳町全図



第1期追加 (昭和60年度賦課)

大字	字	地番
北永井	中ノ久保	845番地付近

凡例

特環第4期 (平成12年度賦課)

大字	字	地番
上富	木ノ宮	1544番地 ~ 1545番地
		1551番地 ~ 1553番地
上永久保		1764番地
		1768番地
		1769番地
		1771番地
		1856番地
		1889番地

第2期 (昭和60年度賦課)

大字	地番
藤久保	100番地 ~ 308番地
	743番地 ~ 817番地

第1期 (昭和59年度賦課)

大字	地番
北永井	680番地 ~ 681番地
	704番地 ~ 719番地
	738番地
藤久保	935番地 ~ 984番地
	309番地 ~ 384番地
	819番地 ~ 903番地
	2734番地

特環第1期 (平成2年度賦課)

大字	字	地番
上富	東永久保	関越道より東側の地域
北永井	坂下	1番地 ~ 70番地
		71番地 ~ 158番地
		577番地 ~ 625番地
		626番地 ~ 753番地 (市街化区域を除く)
		754番地 ~ 870番地 (市街化区域を除く)
中ノ久保	宮本	960番地 (市街化区域を除く)
		961番地 ~ 1001番地
藤久保	北新埜	818番地1 ~ 818番地13
		850番地1 ~ 852番地5
		1047番地1 ~ 1048番地2

第3期 (昭和62年度賦課)

大字	地番
藤久保	1番地 ~ 95番地
	460番地1 ~ 740番地18
	921番地1 ~ 1149番地1
竹間沢	3768番地 ~ 4029番地39
	3番地 ~ 38番地10
	283番地1 ~ 454番地6

特環第3期 (平成7年度賦課)

大字	字	地番
竹間沢	北原	524番地
		528番地 ~ 531番地
	北側	599番地 ~ 852番地
		1628番地 ~ 1632番地
	南側	853番地 ~ 1049番地
		1634番地
上通		1050番地 ~ 1098番地
		1099番地 ~ 1148番地
		1081番地 ~ 1083番地
中通		1153番地 ~ 1141番地
		1153番地
下通		1376番地 ~ 1463番地
		1291番地2 ~ 1319番地
		1625番地 ~ 1826番地

特環第2期 (平成4年度賦課)

大字	字	地番	
上富	中東	関越道より東側の地域	
		吉拓	関越道より東側の地域
北永井	吹上	159番地 ~ 264番地	
		中ノ原	265番地 ~ 357番地
		西詰	626番地 ~ 753番地
		藤久保	909番地 ~ 1041番地 (市街化区域を除く)



位置図



1 : 20,000

国土計画法第12条